

# R2経営目標 事務局説明にかかる委員意見

資料3

	法人名	委員意見	法人回答
7月1日	(公財)大阪府都市整備推進センター	<p>「土地区画整理事業実施地区の準備組合新規立上げ数」について、もともと中期経営計画で計画されていた2件のうち1件の立ち上げが難しいため、令和2年度は1件の目標とし、令和3年度に3件の目標とするとしている。令和2年度の目標値を2件にして、もう1件増やそうとするのが法人の努力ではないか。</p>	<p>○土地区画整理を進めるには住民、とくに換地を受ける地権者(数名から数十名)の合意形成を取り付けることが必須であり、勉強会などの立上げ期から協議会、準備組合、組合の設立、施行実施、そして事業完了に至るまで10年以上の事業スパンを要するものであり、合意形成が整わず途中でとん挫する場合もある。</p> <p>○近年は、地権者が設立する組合が施行主体となることが多く、当法人は、市町村の依頼等に基づいて、立上げ期から地元に入り勉強会を開催し、地権者の区画整理に対する知識と理解を深め、個々の意向を踏まえながら地区の将来像の検討、技術的な相談を行うなど、計画的なまちづくりへの合意形成が図られるよう「支援」している。</p> <p>○とりわけ準備組合の設立は、事業の実施段階に移行する初動期の重要なステップであり、それまで当法人が地元に対して行ってきた「支援」の成果を表すものとなる。</p> <p>○ただ、設立には地権者総数の8割の同意が必要であること、また、業務代行者として参画する企業動向に事業の成否が左右されることなど、業務受託者に過ぎない当法人の支援努力だけでは解決しない要因があることから、個別の明確な設立時期を見通すことは難しいのが現実である。</p> <p>○R2年度については、当法人が支援する13の事業地区の中で、準備組合設立の可能性があったのは2件だが、うち1件は地元の調整に時間がかかっているため、事業が遅れ、町が今年度の準備組合の設立を断念し、関係費用の予算化をしなかったこともあり次年度以降に設立がずれ込み、結果として目標が1件となったものである。</p> <p>○残る他の事業地区については、早ければR3年度以降の準備組合設立に向けて支援を行っているが、法人の努力により取組み件数が増加するような内容の事業でないことをご理解願いたい。</p> <p>○なお、委員のご意見を踏まえ、単年度目標になじみにくい部分があることから、次期中期経営計画で、より適切な成果測定指標を検討する。</p>